

# 入札説明書

【最低価格落札方式】

件名：2019年度 JICA 駒ヶ根寝具・リネン類供給サービス  
(単価契約)

2019年1月18日

独立行政法人 国際協力機構  
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所

## 第1 入札内容

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

### 1. 公告

公告日 2019年1月18日（金）

### 2. 契約担当役

所長 清水 勉

### 3. 競争に付する事項

- (1) 件名：2019年度 JICA 駒ヶ根寝具・リネン類供給サービス（単価契約）  
（一般競争入札（最低価格落札方式））
- (2) 業務仕様：「第2 仕様書」のとおり
- (3) 契約期間（予定）：2019年4月1日から2020年3月31日

### 4. 担当部署等

#### (1) 担当部署

郵便番号 399-4117

長野県駒ヶ根市赤穂 15 番地

独立行政法人国際協力機構

駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 業務課

電話 0265-82-6151 ファクシミリ 0265-82-5336

#### (2) 書類授受・提出方法

- ・郵送等による場合：上記（1）あて
- ・持参の場合：同訓練所受付

#### 4-2. 本件入札の特例事項

独立行政法人においては、平成22年12月7日閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等により、随意契約の見直し、一般競争入札等への移行促進を進めてきております。さらに、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、改善を図ることが求められています。

上記も踏まえ、本案件については、前回入札の応札状況（一者）に鑑み、より一層の競争性の向上を図る必要が強く求められることから、本件入札において複数者の応札が見込めない場合は、さらなる競争参加者の応募勧奨を図るべく、競争参加資格申請期限、技術提案書提出期限等や入札日の延期、加えて一部調達条件、仕様

の見直しを行う可能性があります。また、事情によっては入札執行（入札会）自体を取りやめることもあります。

## 5. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。

具体的には、以下の要件を全て満たす者が本競争に参加することができます。

(1) 一般契約事務取扱細則第4条の規定に該当しない者であり、当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(2) 公告日において2016・2017・2018年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）

ただし、上記における全省庁統一資格者でない者が本競争への参加を希望する場合は、別途資格審査を受けることができます。

(3) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(4) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応札者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、競争参加資格確認申請書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格を無効とします。

ア. 応札者の役員等（応札者が個人である場合にはその者を、応札者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。

ウ. 応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

エ. 応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

オ. 応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

カ. 応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有してい

る。

キ. その他、応募者が長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に定める禁止行為を行っている。

## 6. 共同企業体の結成等

- (1) 共同企業体について
  - ・共同企業体の結成は認めません。
- (2) 補強の可否について
  - ・補強は認めません。
- (3) 業務の一部再委託（下請負）
  - ・再委託は認めません。

### 【定義】

〈業務従事者〉：本件業務に従事する者

〈共同企業体〉：複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体

〈従業員〉：受注を希望する社の経営者及び同社が雇用している者（主たる賃金を受ける雇用関係にある者）で雇用保険等による確認ができる者

〈補強〉：〈業務従事者〉であって、受注を希望する社の〈従業員〉でない者

## 7. 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 5. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

### ① 全省庁統一資格保有者である者（上記 5. (2) に該当する者）

ア. 提出期間： 2019年1月18日（金）から2019年2月1日（金）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）最終日は正午期限ですので、ご注意ください。

イ. 提出書類：

- ・競争参加資格確認申請書（様式集参照）
- ・全省庁統一資格審査結果通知書（写）
- ・返信用封筒（定形サイズ。所定料金額の切手貼付。）
- ・下見積書（下記 8. 参照）

ウ. 提出場所： 上記 4. 参照

エ. 提出方法： 持参又は郵送（郵送の場合は上記ア. 提出期間内に到着する

ものに限る)

② 全省庁統一資格保有者でない者（上記 5.（2）ただし書きに該当する者）

- ア. 提出期間： 上記①のア. に同じ
- イ. 提出書類： 提出書類： 競争参加資格確認申請書（様式集参照）、返信用封筒（定形サイズ。所定料金額の切手貼付。）、下見積書（下記 8. 参照）  
その他提出書類については、以下のサイトに記載されています。  
国際協力機構ホームページ  
(<http://www.jica.go.jp/index.html> )  
→「調達情報」  
→「競争参加資格審査」  
(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)
- ウ. 提出場所： 上記 4. 参照
- エ. 提出方法： 上記①のエ. に同じ
- オ. その他： 別案件において既に事前資格審査を申請し、当機構からの審査結果の通知を受けた者については、その審査結果の通知内容に変更がない限り、審査結果は有効となります。この場合においては、前回当機構より通知した審査結果の通知文書の写しをご提出いただくことで、申請手続きに必要な「その他提出書類」は省略できます。
- (2) 競争参加資格の確認の結果は 2019 年 2 月 6 日（水）付までの文書をもってファクシミリまたは郵送にて通知します。2019 年 2 月 8 日（金）までに結果が通知されない場合は、上記 4. にお問い合わせください。
- (3) その他
- ア. 申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。
- イ. 所定の料金の切手を貼った長 3 号又は同等の大きさの返信用封筒に申請者の住所・氏名を記載してください。
- ウ. 提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。
- エ. 一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。
- オ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記 4. を参照ください。

## 8. 下見積書

本競争の参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に下見積書を提出しなければなりません。

- (1) 下見積書には、商号又は名称及び代表者氏名を明記し、押印してください
- (2) 様式は任意です。
- (3) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか消費税額等を除いているかを明記してください。
- (4) 金額の内訳書を添付してください。
- (5) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合は、これに応じていただきます。
- (6) 入札書に記載する金額は、下見積書に提示した金額（消費税額等を除く）より下回る金額としてください。
- (7) 提出期間・提出方法：上記7.を参照ください。

#### 9. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認められた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。
  - ア. 提出期限： 2019年2月8日（金）正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）最終日は正午期限ですので、ご注意ください。
  - イ. 提出場所： 上記4.参照
  - ウ. 提出方法： 書面の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送等又は電送（＝ファクシミリ、電子メール等）によるものは受け付けません。
- (2) 当機構は、説明を求めた者に対し、2019年2月12日（火）までに書面により回答します。

#### 10. 入札説明書に対する質問

- (1) 仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式集参照）により提出してください。
  - ア. 提出期間： 2019年1月18日（金）から2019年1月28日（月）正午まで。
  - イ. 提出方法： 書面（様式集参照）の提出は、ア.の期間内に必着で、以下の電子メールアドレス宛に、電子データ（エクセル形式）でのご提出をお願いいたします。
    - ・メールを送付の際は、質問である旨の記載の他に、案件名及

び公告番号の記載をお願いします。

・具体的には、メールタイトルを以下のようにしてください

【入札説明書への質問】：案件名

・宛先電子メールアドレス：[jicakjv@jica.go.jp](mailto:jicakjv@jica.go.jp)

・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

ア. 2019年1月30日(水)午後4時以降、以下のサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ (<http://www.jica.go.jp/index.html>)

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

→「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報」

→「JICA 駒ヶ根」

(<http://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/komagane/koji2014.html>)

イ. 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

## 1 1. 辞退書の提出

(1) 資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、次に従い辞退書（様式集参照）を提出してください。

ア. 提出期限： 入札執行日の前日正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）。最終日は正午期限であることにご注意ください。

イ. 提出場所： 上記4. 参照

ウ. 提出方法： 書面の提出は、提出場所へ持参又は郵送等送付（ただし、アの期間内に必着）により行うこととします。

(2) (1) の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

## 1 2. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

(1) 日時：2019年2月15日（金） 午後 3時30分から

(2) 場所：長野県駒ヶ根市赤穂15番地

独立行政法人国際協力機構

駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 A 会議室

※入札会会場の開場時刻：開場は、入札会開始時刻の5分前となります。受

付前にて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。

- (3) 入札会には、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の参加を求めます。
- (4) 必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。
  - ア. 競争参加資格確認通知書（写）1通
  - イ. 委任状 1通（様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）
  - ウ. 入札書 3通（様式集参照。）
  - エ. 入札金額内訳書 3通（様式集参照。なお、落札者には1通提出していただきます。）
  - オ. 入札会場で書類を修正する必要がある場合に、委任状に押印したものと  
同じ印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。  
なお、代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の  
個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認の  
ため、身分証明書の提示を求めることがあります。
- (5) 再入札：16.に記載される「再入札」を行う場合、入札会への参加者に対して、その場で入札書及び入札金額内訳書の提出を求めます。

### 13. 入札者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の行った入札を無効とし、当該入札者を失格とします。失格となった者は、入札会（再入札を含む。）に参加できません。

- (1) 競争に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
- (2) 当機構により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、措置要領に基づく指名停止措置を受けている等、上記に掲げる資格のない者は、競争参加資格がない者として取り扱います。
- (3) 入札執行開始時刻に間に合わなかった者は失格とし、入札会（入札執行）に参加できません。
- (4) 明らかに連合によると認められる入札を行ったとき。
- (5) 職員の職務執行を妨害して入札を行ったとき。
- (6) 他者の競争参加を妨害したとき。
- (7) 機構の指示に従わなかったとき。

### 14. 入札書

- (1) 持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) 入札価格の評価は、「第2 仕様書」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額等に相当する額を除いた金額）をもって行います。



- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税額により算定された額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって落札金額とします。
- (4) 入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。
  - ア. 代表権を有する者自身による場合は、法人の名称又は商号並びに代表者名及び社印または代表者印
  - イ. 代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名とその者の印（委任状に押印したものと同一印鑑）。
- (5) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (6) 入札保証金は免除します。

#### 15. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。ただし、再入札がある場合には、入札可とします。

- (1) 入札書に入札者の記名、押印が欠けているとき。
- (2) 入札金額が訂正してあり訂正のための印が押されていないとき。
- (3) 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確のとき。
- (4) 条件が付されているとき。
- (5) 再入札において、入札金額が前回までの入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。

#### 16. 入札執行（入札会）手順等

- (1) 入札会の手順
  - ア. 入札会参加者の確認
    - 各入札会参加者は競争参加資格確認通知書（写）及び委任状（代表権を有する者が出席の場合は不要）を提出し、入札事務担当者がこれらを確認します。
    - ・参加者は1名とします。同行者の参加は認めません。
    - 参加者には、入札会参加者名簿に署名を求めます。
  - イ. 入札書の投入
    - 各参加者は、様式集書式による入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。
  - ウ. 開札及び入札書の内容確認
    - 入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。
  - エ. 入札金額の発表
    - 入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。

オ. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

カ. 落札業者の発表等

入札執行者が、「落札」または「不調」を発表します。

キ. 再度入札（再入札）

全ての入札価格が予定価格を超えた場合は不調となり、その場合には再入札を行います。（再入札を行う際は、休憩を挟む場合があります。）

再入札に対する応札は、代表権を有する者若しくは代表権を有する者から適切な委任状をもって委任された代理人により実施されなければなりません。

再入札を2回まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

(2) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、上記⑤において投入してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

17. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。
- (3) 開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合には再入札を行います。再入札を2回まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

18. 見積書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者と決定された者は、速やかに見積書及び見積内訳書を提出するものとします。
- (2) 「第3 契約書（案）」を基本として、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
- (3) 契約条件、条文については、契約書案を参照してください。

19. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公

表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

(1) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する契約のうち、次に掲げるものを除く。

ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約

① 工事又は製造の請負の場合、250 万円

② 財産の買入れの場合、160 万円

③ 物件の借入れの場合、80 万円

④ 上記以外の場合、100 万円

ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約

(2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとします）

(3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・ 3分の1以上2分の1未満

・ 2分の1以上3分の2未満

・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(4) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72日以内。ただし、4月締結の契約につい

ては 93 日以内) に掲載することが義務付けられている。

(5) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

## 20. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
- (3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ホームページ上で公表します。

- (4) 国際協力機構一般契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開中です。

国際協力機構ホームページ ( <http://www.jica.go.jp/index.html> )

- 「調達情報」
- 「調達ガイドライン・様式」
- 「規程」
- 「一般契約事務取扱細則」

(<http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000077.htm>)

- (5) 機構が貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

- (6) 有資格者名簿と「情報シート」

当機構では、当機構が実施する契約競争やコンサルタント等契約等に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめるために、「情報シート」の提出をお願いしますので、ご協力をお願いします。詳細については、以下をご覧ください。

\*関連 URL: <http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>

- (7) 競争参加辞退者向けアンケート

当機構では、一般競争入札、企画競争(プロポーザル方式)等を実施する契約について、より多くの事業者様に参加していただけるよう、契約に関する見直しを進めております。この一環として、入札説明書又はプロポーザル方式選定説明書をお受取りいただいた事業者様で、入札会に参加されなかった事業者様又はプロポーザルをご提出いただかなかった事業者様より、改善すべき点を伺い、今後の契約に役立てていきたいと考えております。

つきましては、ご多忙とは存じますが、上記趣旨をお酌み取りいただきまして、本アンケートへのご協力をお願いいたします。なお、本アンケートにお答えいただくことによる不利益等は一切ございません。また、本アンケートは今後の

契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。  
詳細については、以下をご覧ください。

\*関連 URL:

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

以 上

## 第2 仕様書

### 1 供給サービス期間（※予定）

2019年度ボランティア派遣前訓練の下記実施期間中

- (1) 第1次隊：2019年4月下旬～7月上旬 (70日間)
- (2) 第2次隊：2019年9月上旬～11月下旬 (70日間)
- (3) 第3次隊：2020年1月上旬～3月中旬 (70日間)

### 2 寝具・リネン類仕様

別紙のとおり

### 3 留意事項

- (1) 回収時に汚れ物の数を品名毎に確認し、その数を請求数量とすることとします。
- (2) 当機構の都合により数量が増減することがありますが、数量の増減による契約単価の変更はいたしませんので、あらかじめご了承ください。数量の確定につきましては、機構（駒ヶ根青年海外協力隊訓練所）から各隊次訓練開始日の2週間前までに指示します。
- (3) 年度途中でベッドの買い替えを行う可能性がありますので、若干のサイズ変更を伴うことがあります。

別紙 寝具・リネン類仕様

(別紙)

## 寝具・リネン類仕様

## (1) 寝具

## ① リース

(枚)

品名	参考サイズ	その他仕様	設置場所	備考	想定数量/隊次
掛布団	シングル 150cm×200cm以上	エコマーク認定品	各居室	各隊次の訓練開始前に各居室へ設置	248
ベッドパッド	シングル 90cm×205cm以上				248
毛布	シングル 150cm×190cm以上	防災加工(難燃性)製品 エコマーク認定品			248
枕	32cm×44cm以上				248

## ② クリーニング

(回)

品名	仕様			設置場所	想定数量/隊次
	内容	回数	備考		
掛布団	熱・乾燥消毒	各隊次		各居室	248
ベッドパッド	洗濯・乾燥				248
毛布					1次隊 496 2・3次隊 744
枕					248

## (2) リネンサプライ

(回)

品名	仕様		クリーニング		納品		想定数量/隊次
	参考サイズ	その他	内容	回数	場所	備考	
掛布団カバー	シングル 150cm×210cm以上	白色 綿100パーセント製品	洗濯・乾燥・糊付	週1回	リネン室	訓練実施期間中の週1回、所定場所で回収し、クリーニング処理済のものをリネン室へ納品	248×10 = 2480
シーツ	シングル 183cm×290cm以上						248×10 = 2480
枕カバー	42cm×63cm以上						248×10 = 2480

※ 上記品目については、2018年度グリーン購入法適合品とする。

### 第3 契約書（案）

## 単 価 契 約 書

1. 件 名 2019年度JICA駒ヶ根寝具・リネン類供給サービス（単価契約）
2. 仕 様 付属書Ⅰ「仕様書」のとおり
3. 契 約 単 価 付属書Ⅱ「契約単価表」のとおり
4. 契 約 期 間 2019年4月1日から2020年3月31日で
5. 納 入 場 所 独立行政法人国際協力機構指定場所

独立行政法人国際協力機構 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 契約担当役 所長 清水 勉（以下「発注者」という。）と、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、頭書記載の物品の賃貸借について、以下の各条項により単価契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### （信義・誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者は、おのこの対等な立場において、互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

#### （契約の目的）

第2条 受注者は、頭書記載の業務（以下「本業務」という。）を受託し、発注者は、付属書Ⅱに定められた単価に基づく対価を支払う義務を負う。

#### （業務内容の変更等）

第3条 発注者は、特別の理由により、本業務の内容を変更する必要があると認められるときは、発注者及び受注者で協議の上、受注者に対する書面による通知により、本業務内容を変更し、又は一部を中止し、若しくは打ち切ることができる。

- 2 前項の場合において、受注者に増加費用が生じ、又は受注者が損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。



負担額及び賠償額は発注者及び受注者で協議して定める。ただし、発注者は、発注者の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた費用、損害、受注者の逸失利益及び第三者からの損害賠償に基づく損害については責任を負わないものとする。

(再委託等の禁止)

第4条 受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は第三者に請負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

2 受注者が発注者の承認を得て本業務を第三者に再委託する場合、受注者は、当該再委託先に対し、本契約に基づき受注者に対して課せられる義務と同等の義務を負わせなければならない。受注者は、当該第三者の義務違反に基づく賠償義務についても連帯して責任を負う。

(権利義務の譲渡)

第5条 受注者は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(消費税額等)

第6条 発注者及び受注者は、頭書の契約金額のうち消費税額等とは、消費税法及び地方税法の規定に基づくものであることを確認する。

2 消費税率が変動した場合には、消費税法及び地方税法に基づき、変更後の消費税率で計算された消費税額とする。

(契約保証金)

第7条 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

(業務責任者の届け出)

第8条 受注者は、本業務の履行に先立ち、受注者の業務従事者の中から業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。又、業務責任者を変更するときも同様とする。

2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に指導監督させるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所 業務課長 の職にある者を監督職員と定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる権限を有する。

- (1) 付属書 I に基づく受注者又は受注者の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) 付属書 I に基づく業務工程の監理及び立会
- (3) 業務の実施状況についての調査

3 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、前項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を、書面により受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示、承諾又は協議は、原則として書面によりこれを行わなければならない。緊急の場合等書面をもってなされなかった場合には、受注者は発注者に対し事後遅滞なく書面による報告を行わなければならない。

5 前四項において、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

- (1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画などを示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。
- (3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (4) 立会 監督職員もしくはその委任を受けた者が作業現場に出向き、仕様書等に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

(業務実施状況の報告)

第10条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の進捗状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(検査及び引渡し)

第11条 受注者は、本業務の完了後速やかに業務完了報告書及び付属書 I に定める成果品を発注者に提出しなければならない。なお、報告書等の作成にあたってはグリーン購入法の基準に適合した仕様とする。

2 発注者は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、その翌日から起算して 10 営業日以内に成果品の完成若しくは本業務の完了を確認するための検査を終了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の

結果を書面により受注者に通知しなければならない。なお、業務完了報告書又は成果品の納入が複数回に亘る場合には、発注者はそのつど、該当するものを対象に検査しなければならない。

- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となったときは、遅滞なく必要な補正を行い、発注者に補正完了の届けを提出し、再検査を受けなければならない。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格したときは、当該成果品を発注者に引き渡すものとする。

(瑕疵担保)

第12条 受注者は、前条による引渡し完了後においても、成果品等本業務について瑕疵が発見された場合は、速やかに無償でその成果品等本業務の補正又は代替品の納入をしなければならない。

(請求金額の確定及び支払)

第13条 受注者は、当該成果品の引渡し若しくは本業務の完了後、経費精算報告書を速やかに発注者に提出しなければならない。

- 2 金額の精算は、当該成果品の納入実績もしくは業務実績に基づき、付属書Ⅱに定められた単価による。
- 3 受注者は、当該成果品の引渡し若しくは本業務の完了後、所定の手続きに従って契約単価に基づき積算した金額の支払を請求することができる。なお、請求にあたって消費税額等に1円未満の端数が生じる場合には切り捨て処理を行う。
- 4 発注者は、前項の適法なる請求書を受理した日から起算して30日以内に、当該金額を口座振込みの方法により受注者に支払うものとする。
- 5 発注者の責に帰する理由により、前項の規定による支払期間内に当該金額の支払をしないときは、受注者は、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年(365日とする。)5.0パーセントの割合で計算した遅延損害金の支払を発注者に請求することができる。ただし、遅延損害金に1円に満たない端数がある場合はこれを切り捨てる。

(履行期間の延長)

第14条 受注者は、天災地変その他自己の責に帰することのできない理由により、履行期間内に本業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

- 2 発注者は、受注者の責に帰すべき理由により、受注者が履行期間内に本業務を完了又は成果品を納入することができないときは、発注者の定める日数の範囲内で履行期間の延長を認めることがある。
- 3 前項の場合において、発注者は、延長日数に応じ、発注済金額に対し年（365日とする。）5.0パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第12条に準ずるものとする。

（損害の賠償）

- 第15条 受注者は、本業務の履行に関し受注者の責により発注者に損害が発生した場合、その損害を賠償しなければならない。
- 2 受注者は、本業務の履行に関し受注者の責により第三者に損害が発生した場合、受注者が損害を与えた第三者と協議の上、その損害を賠償若しくはその他の方法にて解決しなければならない。
  - 3 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（談合等不正行為に対する措置）

- 第16条 受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の100分の10に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。
- （1）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - （2）本契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。

- 3 受注者が第1項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年（365日とする。）5.0パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。
- 4 前三項の規定は、本契約が終了した場合においても引き続き効力を有するものとする。
- 5 第1項の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

（発注者の契約解除権）

第17条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- （1）第14条による場合を除き、受注者の責に帰する理由により、受注者が頭書に定められた履行期間内に本業務を完了しないとき、又は発注者が本業務を完了する見込みがないと認めたとき。
- （2）受注者が本契約の条項に違反したとき。
- （3）受注者が他から執行保全処分、強制執行、競売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、若しくは特別清算、会社更生手続、民事再生手続、破産又は私的整理手続を申し立てられ、又は自らそれらのもの、若しくは再生手続開始の申立てをしたとき。
- （4）受注者が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。
- （5）受注者の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。
- （6）受注者が前条第1項各号の規定の一に該当するものとして発注者から不正行為に係る違約金の請求をうけたとき。
- （7）第30条第4項に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- （8）受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、または、次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について、一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
  - （イ） 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員をいう。以下本条において同じ。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下「反

社会的勢力」という。)であると認められるとき。

- (ロ) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年間を経過しない者であると認められるとき。
- (ハ) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (二) 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
- (ホ) 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (ヘ) 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (ト) 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (チ) その他受注者が、東京都暴力団排除条例(平成23年度東京都条例第54号)に定める禁止行為を行ったとき。

2 前項各号の規定により本契約を解除したときは、受注者は、発注者に対し、契約金額の100分の10に相当する解約違約金を支払わなければならない。

(受注者の契約解除権)

第18条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除したときは、発注者は、受注者に対し、発注済金額の100分の10に相当する解約違約金を支払わなければならない。

(成果品及び資料等の帰属)

第19条 受注者が作成した成果品の所有権は、第11条に定める検査合格をもって、受注者から発注者に移転する。

2 成果品の著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。)は、第11条に定める検査合格と同時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。受注者は発注者による成果品の利用及び改変に関して著作者人格権を行使しないものとする。

3 発注者は、成果品の作成過程の確認及び検査の実施に関して必要があると判断するときは、成果品の確認検査が終了するまでの間、受注者に対して、受注者が業務実施過程において収集、作成した資料等(以下「資料等」という)の

提示を求めることができる。受注者は、発注者が資料等の提示を求めたときは、発注者に対し、速やかに当該資料等を提示するとともに、成果品の確認検査が終了するまでの発注者が必要と認める期間、発注者にこれを使用させるものとする。発注者は、当該資料等の使用が終了した後、当該資料等を速やかに受注者に返却する。

- 4 成果品中に受注者又は第三者が従来から著作権を有している著作物が含まれている場合、これらの著作権は受注者から発注者に譲渡される対象から除くものとするが、受注者は、これら著作物を発注者が本業務に利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとする。この場合において、第三者が著作権を有しているとき、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。
- 5 第2項から第4項の規定は、第3条第1項、第17条第1項、及び第18条第1項の規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

#### (秘密の保持)

- 第20条 受注者は、業務の実施上知りえた情報（以下、秘密情報という。）を発注者から指示が無い限り秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。
- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。又、いかなる場合も改ざんしてはならない。
  - 3 受注者は、本業務の従事者が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
  - 4 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

#### (秘密情報の管理等に関する事故の対応と報告)

- 第21条 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

#### (秘密情報の返却及び廃棄)

- 第22条 受注者は、本契約終了後、速やかに秘密情報を発注者に返却又は判読不可能な方法により消去しなければならない。ただし、予め発注者による書面による同意を得た場合は、この限りではない。

(検査の権利)

第23条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(個人情報保護)

第24条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」の第2条第3項で定義される「保有個人情報」を指す。以下「保有個人情報」という。）を取り扱う業務を行う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

(1) 受注者の業務に従事する者（再委託又は下請負を行う場合には、再委託の受託者と下請負人を含む。以下、同じとする。）に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(イ) 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。

(ロ) 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

(2) 受注者の業務に従事する者が前号に違反したときは、独立行政法人個人情報保護法第50条から第51条及び第53条に定める罰則が適用され得ることを、受注者の業務に従事する者に周知すること。

(3) 個人情報保護管理責任者を定めること。

(4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

(5) 発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

(6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。

(7) 本契約履行期間後、速やかに保有個人情報を、発注者に返却又は判読不可能な方法により消去すること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

2 前項第1号の規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

3 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。



(情報セキュリティ)

第 25 条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程及び情報セキュリティ管理細則（以下「規程等」という。）を準用し、規程類に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第 26 条 受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む）の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第 27 条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(中立性、公正性の保持及業務対象国の法規の遵守)

第 28 条 受注者は、本契約に基づく業務が、日本国の政府開発援助の一環として行われるものであることを認識のうえ、誠意と自覚をもってその履行に専念するとともに、当該業務に関して生じる請負業者、製造業者及び供給業者との関係において、中立性を保持しなければならない。

2 受注者は、本契約に基づき発注者から支払いを受ける場合を除きいかなる者からも業務の実施に関し、又はその結果として、一切の金品を受領してはならない。

3 受注者は、本契約に基づく業務を業務対象国において実施する場合には、当該国の法規を遵守しなければならない。

4 受注者は、第 1 項から第 3 項に規定するもののほか、本契約に基づく業務を対象国において実施するときは、発注者が別に定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に基づき行動しなければならない。

(契約の公表)

第 29 条

受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項

に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 第2項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

(合意管轄)

第30条 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第31条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(疑義の決定)

第32条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者及び受注者で協議の上、これを定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 長野県駒ヶ根市赤穂15  
独立行政法人国際協力機構  
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所  
契約担当役 所長 清水 勉

受注者 (住所)  
株式会社 ○○○○○○  
代表取締役 ○○○○○○

# 様式集

1. 競争参加資格確認申請書
2. 辞退書
3. 委任状
4. 入札書
- 4-2. 入札単価内訳書
5. 質問書

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」

（ [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_price.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html) ）

よりダウンロードできます。

4-2 入札単価内訳書のデータはダウンロードできません。

各様式には、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構 駒ヶ根青年海外協力隊訓練所  
契約担当役 所長 清水 勉
- ・案件名：2019年度 JICA 駒ヶ根寝具・リネン類供給サービス（単価契約）
- ・公告日：2019年1月18日
- ・入札日：2019年2月15日

(様式 1)

## 競争参加資格確認申請書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所  
契約担当役 所長 清水 勉 殿

住所

商号又は名称

㊟ (法人印)

代表者役職・氏名

㊟

(担当者氏名 )

(電話 : FAX : )

(E-mail : )

(文書送付先住所 ) ※2

(整理番号 : ) ※3

2019年1月18日付で公告のありました「2019年度 JICA 駒ヶ根寝具・リネン類供給サービス（単価契約）」への参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

---

※1 共同企業体を結成する場合には、共同企業体代表者による提出で結構です。

※2 会社住所と異なる場合にご記入ください。

※3 当機構より整理番号の通知を受けた場合は、取得された整理番号（7桁）を記入願います。

(様式2)

## 辞退書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所  
契約担当役 所長 清水 勉 殿

住所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名

印  
印

年 月 日付けで競争参加資格確認通知がありました「2019年度 JICA 駒ヶ根寝具・リネン類供給サービス（単価契約）」に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以上

---

※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_price.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html)) よりダウンロードできます。

(様式3)

## 委 任 状

年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所  
契約担当役 所長 清水 勉 殿

住所  
商号／名称  
代表者役職・氏名

㊞

私は、弊社社員  
します。

㊞ を代理人と定め、下記の事項を委任

### 委 任 事 項

1. 「2019年度 JICA 駒ヶ根寝具・リネン類供給サービス(単価契約)について、  
2019年2月15日に行なわれる貴機構の入札会に関する一切の権限

以上

- 
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記してください。
  - ※ 社印の押印が必要です。
  - ※ 受任者(代理人)の氏名及び押印が必要です。
  - ※ 「入札会に関する一切の権限」には、以下が含まれると認識しています。
    - ・入札会への立会及び入札会における入札執行者との質疑応答
    - ・入札書の作成と入札箱への投函(一般競争入札(総合評価落札方式)においては、入札書は事前に提出されているため、入札書の作成及び投函は「入札会に関する」事項には当てはまらず、本委任の対象外です。但し、再入札では、入札会において入札書を作成の上投函するため、本委任事項の対象となります。)
  - ※ 様式の詳細は、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式(国内向け物品・役務等)」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式(国内向け物品・役務等)」よりダウンロードできます。  
[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_price.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html)  
[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

(様式 4)

# 入 札 書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
駒ヶ根青年海外協力隊訓練所  
契約担当役 所長 清水 勉 殿

住所

商号／名称

⑩

代表者役職・氏名

件名：「2019 年度 JICA 駒ヶ根寝具・リネン類供給サービス（単価契約）」

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金											円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※ 契約希望金額のうち消費税額等を除いた金額を記載のこと

以上

- 
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記して下さい。
  - ※ 社印の押印が必要です。
  - ※ 再入札に限り、代表者が入札を行う場合は、代表者本人の個人印の押印により入札が可能です。ただし、身分証明できる書類を提示する必要があります。
  - ※ 代理人による入札の場合は様式 4-2 を使用してください。
  - ※ 一般競争入札（総合評価落札方式）による第一回目の入札は、代理人が入札会に参加する場合も、原則、本様式を使用し、入札金額内訳書（様式 4-2）を添付してください。
  - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。  
[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_price.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html)  
[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)



(様式 4-2)

## 2019年度JICA駒ヶ根寝具リネン類供給サービス（単価契約）入札金額内訳書

## (1) 寝具リース

## ① リース

(枚日)

(円)

品名	仕様		年間想定数量	入札単価	金額
	参考サイズ	その他			
掛布団	シングル 150cm×210cm以上	エコマーク認定品	52,080		
ベッドパッド	シングル 90cm×205cm以上		52,080		
毛布	シングル 150cm×190cm以上	防炎加工（難燃性）製品 エコマーク認定品	138,880		
枕	32cm×44cm以上		52,080		

## ② クリーニング

(回)

(円)

品名	仕様		年間想定数量	入札単価	金額
	内容	回数			
掛布団	熱・乾燥消毒	各隊次	744		
ベッドパッド			744		
毛布	洗濯・乾燥		1,984		
枕			744		

## (2) リネンサプライ

(回)

(円)

品名	仕様		年間想定数量	入札単価	金額
	参考サイズ	その他			
掛布団カバー	シングル 150cm×210cm以上	白色 綿100パーセント製品	7,440		
シーツ	シングル 183cm×290cm以上		7,440		
枕カバー	42cm×63cm以上		7,440		

(円)

合計金額（入札額）

※入札単価は消費税抜きとすること

※入札単価に想定数量を乗じた金額と、入札書に記載する金額を一致させること

## 質 問 書

(案件名) 2019年度JICA駒ヶ根寝具・リネン類供給サービス(単価契約)

(公告/公示日: 2019年1月18日) について、以下のとおり質問いたします。

社名 : \_\_\_\_\_

担当者名 : \_\_\_\_\_

Tel : \_\_\_\_\_

E-mail : \_\_\_\_\_

通番	該当頁	該当項目	質問
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10	(記入例) P.9	第2 3. (2)③ 成果品	成果品としてCD-ROMでのデータ提出の指示があるが、何枚提出すればよいのか。

※このフォーマットで書ききれない場合には、適宜行数を増やすなどして対応願います。

※本質問状は持参もしくは郵送するとともに、電子メールでも送付戴くようお願いいたします。(Excel形式で送付願います。)

※電子メールの送付先アドレスは入札説明書/プロポーザル方式選定説明書に記載のアドレスとなります。

※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式(国内向け物品・役務等)」

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_price.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html)) よりダウンロードできます。